

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居されている皆様へ ～裏面まで必ずご確認ください！～

1 入居期間について

入居期間は入居日から**2年以内**となります。

以下に該当する方は契約期間中であっても速やかに退去いただく必要があります。

- ライフラインの復旧や自宅の修理完了により、元の自宅に住むことができる方
- 建設型応急住宅や公営住宅に移る方 ○このほか別の住居を確保された方 など

2 入居期間の延長手続きについて

入居期間は原則2年以内ですが、やむを得ない理由により退去できない場合は、1年を超えない範囲で入居期間の延長が可能になりました。

入居期限の近い世帯から順次、市町より延長申出書等を送付しますので、延長希望の有無について必ず回答してください。（全世帯の提出が必須です）

未提出の方には電話や書面などで状況を確認させていただく場合があります。

【申出書等の送付スケジュール（目安）】

入居期間 満了月	申出書等 送付時期	入居者 提出期限	延長可否通知書 送付時期
令和8年4～6月	8月上旬に送付済み※	令和7年9月下旬	令和7年10月以降
令和8年7～8月	9月上旬に送付済み※	令和7年10月下旬	令和7年11月以降
令和8年9～10月	令和8年1月上旬	令和8年2月下旬	令和8年3月以降
令和8年11～12月	令和8年3月上旬	令和8年4月下旬	令和8年5月以降
令和9年1月以降	令和8年5月以降	令和8年6月以降	令和8年7月以降

※申出書などの必要書類を紛失された場合は被災時にお住まいだった市町へご連絡ください。

入居期間の延長が決定した後は、再契約の手続きが必要となりますので、貸主等からの連絡をお待ちください。

3 入居要件を変更する方

以下の場合は「変更届」の提出が必要です。市町役場に相談してください。

- (1) 世帯員の一部が退去する場合
- (2) り災証明書の発行等により、入居要件を変更する場合
- (例) ライフラインの途絶を理由に申込を行ったが、その後、り災証明書で「全壊」の判定を受けた

4 賃貸型応急住宅を退去する方

退去する日の40日前までに、「退去届」の提出が必要です。

被災時にお住まいだった市町役場に「退去届」を提出してください。

- (1) 引き続き現在の賃貸住宅への入居を希望し、家賃等をご自身の負担とする場合でも
退去届の提出が必要です。
- (2) 「延長希望なし」で申出書を提出された場合でも、退去届の提出が必要です。

5 住宅の保険について

石川県で損害保険に加入しており、入居者全員が補償対象となります。

(補償内容)

- (1) 借家人賠償責任補償 2,000万円 (例:火災が発生した)
- (2) 修理費用補償 300万円 (例:水道管が破損した)
- (3) 個人賠償責任補償 1億円 (例:水漏れで階下に損害を与えた)

火災や水漏れが発生した場合や、修理が必要になった場合は以下へ連絡してください。その際、石川県賃貸型応急住宅に入居している旨をお伝えください。

【平日 9:00~17:00】 076-231-7786

取扱代理店：損保ジャパンパートナーズ株式会社 金沢支店

【平日夜間・土日祝日】 0120-727-110

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター
(事故の連絡のみ受付)

「変更届」と「退去届」は市町役場に備え付けてあります。

県HPはこちら

また、石川県のホームページから取得することができます。



<賃貸型応急住宅の供与について（みなし仮設住宅）>

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/chintaigata.html>

詳細については、市町の担当窓口または下記までお問い合わせください。

石川県能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課

TEL：076-225-1962／076-225-1982（平日 8:30～17:45）